

函館市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月18日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第63号

函館市火災予防規則の一部を改正する規則

函館市火災予防規則（昭和56年函館市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「火災に関する警報」の後ろに「（林野火災（条例第32条の8第1項に規定する林野火災をいう。以下同じ。）の予防を目的としたものを除く。）」を加え、「各号の一」を「いずれか」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（林野火災注意報の発令）

第4条の3 条例第32条の8第1項の規定による林野火災に関する注意報は、気象の状況が次のいずれかに該当し、林野火災の予防上注意を要すると認められるときに発令するものとする。

- (1) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であつて、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。
- (2) 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であつて、乾燥注意報が発表されたとき。

（林野火災警報の発令）

第4条の4 法第22条第3項の規定による火災に関する警報（林野火災の予防を目的としたものに限る。）は、気象の状況が前条各号のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険であると認められるときに発令するものとする。

附 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。